

答 申 第 1 号
平成 23 年 2 月 1 日

伊賀市長
内保 博仁 様

伊賀市個人情報保護審査会
会長 岩崎 恭彦

異議申立てに係る審理結果について（答申）

平成 22 年 12 月 13 日付け、伊取 2813 号で諮問のありました下記の事件について、
本書のとおり答申します。

記

市税滞納処分に関して伊賀市が調査した異議申立人の情報一式を示す文書の非開示決定
処分に対する異議申立て事件

答申

1 審査会の結論

市税滞納処分に関して伊賀市が調査した異議申立人の情報一式を示す文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という）に対し、伊賀市長が平成22年10月21日付け22伊収第2328号で行なった非開示決定は（以下「本件処分」という）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては伊賀市個人情報保護条例（平成16年条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき行なった前記請求について、本件処分の取消しを求めるものである。

3 実施機関の不存在理由説明要旨

条例第16条1項の（6）アに該当するため。（財産調査の具体的手法が明らかとなることは、適正な事務の遂行に支障を生じさせるおそれがあるため。）

4 異議申立ての理由

市税滞納処分に関して個人情報の開示請求をしたが、本人に関する情報なのに非開示決定なのはおかしい。また延滞金減免通知書の情報が収税課に残っているのはおかしい。

5 審査会の判断

（1）本決定の妥当性について

当審査会は、本件対象文書に関し、双方の主張を吟味した上で、以下判断する。

・条例第16条第6号アの妥当性について

国税徴収法第141条では、「徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者等に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。」とされており、本件対象文書は、実施機関が国税徴収法第141条に基づき財産調査をした結果等が記載されているものである。

財産調査の具体的な手法は、通常、公にされておらず、また財産調査の対象となった滞納者等に対しても明らかにはされないものであり、これが明らかにされた場合、悪意ある滞納者が、実施機関の調査方針等を予測し、自らの滞納処分への対策のために財産

の隠蔽や処分などの不正な行為を行なうことを容易にするなど、適正な事務の遂行に支障をおよぼすおそれがある。また、本件開示請求は条例に基づく本人情報の開示請求であり、開示される場合の対象者は請求者本人に限られるとしても、今後、同一人に対して滞納処分が行なわれるという可能性も全くありえないわけではないのであるから、たとえ当該事務の終了後であっても、実施機関の手法を明らかにすることは、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 結論

以上のことから判断すると、本件対象文書を開示することは財産調査の具体的な手法が明らかとなり、実施機関の行なう事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、実施機関の本件処分は妥当である。

(3) 補足

異議申立ての理由にある「延滞金減免通知書の情報が残っているのはおかしい。」については、実施機関における文書管理のあり方に関するものであり、当審査会の審査の対象とすることができない事項であるため、答申の対象にはしない。

6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年12月13日	・ 諮問書受理
平成23年 1月19日	・ 諮問庁陳述 (条例第49条第1項による経過説明、理由説明) ・ 異議申立人陳述 (条例第49条第1項による趣旨説明) ・ 審議 ・ 答申 (第1回審査会)